

住民基本台帳等の事務における本人確認の事務処理手順及び
戸籍法施行規則第 11 条の 2 第 2 号に規定する市長が適当と
認める書類を定める要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、住民基本台帳法又はその他の法令並びに豊中市印鑑条例、その他の豊中市が定める条例、規則又は要綱等に定めるもののほか市民課、庄内出張所及び新千里出張所の住民基本台帳事務及び課税証明書交付事務等における届出、申請、申出、請求等（以下「届出等」という。）にかかる本人確認の手順を定めること及び戸籍法施行規則第 11 条の 2 第 2 号に規定する市長が適当と認める書類を定めることを目的とする。

(本人確認の方法)

第 2 条 窓口における、届出等の現に届出等の任に当たっている者の本人確認は、別表に掲げる本人確認書類（有効期間の定めのあるものは、有効期間内のものに限る。）を提示させることによって行う。

2 市長は、前項の規定に基づき本人確認書類の提示があったときは、次の各号に掲げる事項の確認を行うものとする。

(1) 本人確認書類が有効期限内であること。

(2) 本人確認書類の住所、氏名、生年月日（本人確認書類に記載されている事項に限る。）が、届出書等に記載された事項と一致すること。

(3) 顔写真付きの確認書類にあっては、当該写真が現に届出等の任に当たっている者の顔と一致すること。

3 前項第 2 号の確認において、住所や氏名が異動により届出書と異なっていた場合であっても、次の各号の方法により異動が確認できたときは、当該本人確認書類が届出書等に記載された事項と一致するとみなすことができる。

(1) 住所が異なっていた場合

市の住民基本台帳、戸籍の附票又は市長が適当と認める書類による確認若しくは他市区町村の住民基本台帳による確認（住民基本台帳ネットワークシステム又は他市区町村への電話により確認したもの。以下同じ。）

(2) 氏名が異なっていた場合

市の戸籍簿、市の戸籍の附票又は市長が適当と認める書類による確認若しくは他市区町村の戸籍簿による確認（戸籍情報連携システム又は他市区町村への電話により確認したもの。以下同じ。）

4 前項の規定により住所や氏名の異動を確認したときは、届出書等を確認した内容に応じて公簿の種類、他市区町村名、書類の名称及び担当者名等を適宜

記載する。

- 5 住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令第5条第2号、第11条第1号ロ、第14条第2号及び第20条第1号ロ並びに戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写しの交付に関する省令第2条第2号に定める本人であることを説明させる方法とは、現に請求の任に当たっている者と同一世帯の者の生年月日、戸籍の表示又は従前の住所等の内、複数記載させた書類（「聞き取り票」という。以下同じ。）を提出させることによって確認を行うものとする。
- 6 前項の聞き取り票は、住民基本台帳又は他市区町村の住民基本台帳による確認を行い、聞き取り票に確認を行った公簿の種類、他市区町村名及び担当者名等を適宜記載する。なお、現に届出等の任に当たっている者は、市長が必要と認める場合は、前項に定めるやむを得ない理由を疎明する資料を提出しなければならない。
- 7 前3項の規定は、市・府民税課税証明書の交付に関する要綱（以下「税証明要綱」という。）並びに戸籍及び住民基本台帳等の事務において発行する行政証明の種類を定める要綱（以下「行政証明要綱」という。）について準用する。

（法定代理人）

- 第3条 未成年者又は成年被後見人等の法定代理人が現に届出等の任に当たっている者である場合にあっては、前条第1項に掲げる書類のほか、法定代理人であることを証明する書類を提出しなければならない。
- 2 法定代理人であることが市の戸籍簿又は他市区町村の戸籍簿により確認できるときは、法定代理人であることを証明する書類の提示を省略することができる。
 - 3 前項の規定により書類の提示を省略したときは、届出書等に確認を行った公簿の種類、他市区町村名及び担当者名等を適宜記載する。

（任意代理人）

- 第4条 任意代理人が現に届出等の任に当たっている者である場合にあっては第2条第1項に掲げる書類のほか、委任状を提出しなければならない。
- 2 委任状には次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
 - （1）委任者の住所及び氏名（氏名を自署したものに限る。）
 - （2）代理人の住所及び氏名
 - （3）委任事項
 - （4）委任年月日
 - 3 委任状と届出書等に記載された内容が一致することを確認する。
 - 4 届出書等に、委任状を確認したことを記載する。

- 5 現に届出等の任に当たる者は、当該届出等の際に提出した委任状の還付を請求することができる。ただし、当該届出等のためにのみ作成された委任状その他の書面については、この限りでない。
- 6 前項の規定による委任状の還付の請求をする場合は、委任状の写しを作成し、原本還付の旨、還付年月日（当該届出書等の届出日と同じ場合を除く。）及び職員名を記録した上で、届出書等に添付するものとする。

（確約書）

第5条 市長は、住民票の写し、除住民票の写し、住民票記載事項証明書、除票記載事項証明書、戸籍の附票の写し及び戸籍の附票の除票の写しの請求において、現に届出等の任に当たる者が、第3条第1項又は第4条第1項の書類をやむを得ない理由により提示又は提出することができないと認める場合並びに請求人と同一住所であるが、別世帯の者による請求の場合は、次の各号に定める方法により取り扱うことが出来る。

（1）やむを得ない理由及び代理人又は使者であることを確約する旨記載した書類（様式第1号）に加え、本人確認書類の写し及び市長が必要と認める場合は、その事実がわかる書類を提出させる方法

（2）請求人と同一住所であるが、別世帯の者による請求については、口頭で世帯に関する質問を行い、これに対して陳述させた結果、次の（ア）～（エ）に該当し、同一の世帯に属する者と同様に取り扱うことができると市長が認めた場合は、質問応答内容を記載した書類（様式第1号）並びに本人確認書類の写しを提出させる方法

（ア）配偶者

（イ）事実婚の配偶者（社会的に夫婦と認められる生活を営んでいながら婚姻届けを出していないため法律上の婚姻と認められない者）

（ウ）1親等の血族又は1親等の姻族の者

（エ）（ア）～（ウ）に類する者

（3）市長は、前2号の場合において、必要に応じて適宜、電話により届出人本人を通話口呼び出し、委任の事実を確認するものとする。

2 第1項第1号及び第3号の規定は、税証明要綱について準用する。

3 第1項の規定は、行政証明要綱について準用する。

（郵送による届出等の場合における本人確認の方法）

第6条 郵送による届出等を行う場合の現に届出等の任に当たる者の本人確認は、別表に掲げる本人確認書類の写しを送付させることによって行う。

2 前項の本人確認書類の確認は、第2条第2項から第4項までの規定に基づき実施する。

- 3 郵送により届出等を行う者が法定代理人の場合は、第 3 条第 1 項から第 3 項までの規定を準用する。
- 4 郵送により届出等を行う者が任意代理人の場合は、前条第 1 項から第 4 項までの規定を準用する。
- 5 現に届出等の任に当たる者が本人又は法定代理人の場合において、本人確認書類が添付されていなかったときは、届出人（届出等の効果が帰属する者をいう。以下同じ。）の住所を送付すべき場所に指定する方法により本人確認を行うことができる。

（受理通知）

第 7 条 市長は第 2 条第 5 項及び第 5 条に基づく届出等があったとき並びに市長が特に必要と認めたときは、届出人本人に対して届出等を受理した旨の通知を行うことができる。

2 前項の通知は、次の各号に定めるものを記載するものとする。

- （1）届出等年月日
- （2）届出等の名称
- （3）届出等により異動が生じる場合は、異動対象者の氏名及び受理した旨の記載

（戸籍法施行規則に規定する市長が適当と認める書類）

第 8 条 戸籍法施行規則第 11 条の 2 第 2 号イに規定する市長が適当と認める書類は、別表 2 の A に掲げる書類とする。

2 戸籍法施行規則第 11 条の 2 第 2 号ロに規定する市長が適当と認める書類は、別表 2 の B に掲げる書類とする。

附 則

この要綱は、平成 27 年 2 月 2 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 8 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 12 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年9月1日から実施する。

別表

A	1	個人番号カード（個人番号カードとみなされている住民基本台帳カード（写真付き）を含む。）
	2	旅券
	3	運転免許証
	4	海技免状
	5	電気工事士免状
	6	無線従事者免許証
	7	動力車操縦者運転免許証
	8	運航管理者技能検定合格証明書
	9	猟銃・空気銃所持許可証
	10	特種電気工事資格者認定証
	11	認定電気工事従事者認定証
	12	耐空検査員の証
	13	航空従事者技能証明書
	14	宅地建物取引士証
	15	船員手帳
	16	戦傷病者手帳
	17	教習資格認定証
	18	官公署が発行した検定合格証
	19	身体障害者手帳
	20	療育手帳
	21	精神障害者保健福祉手帳（本人の顔写真が貼付されたものに限る。）
	22	運転経歴証明書（平成24年4月1日以後に交付されたものに限る。）
	23	在留カード
	24	特別永住者証明書（特別永住者証明書とみなされている外国人登録証明書を含む。）
	25	一時庇護許可書
	26	仮滞在許可書
	27	官公署がその職員に発行した身分証明書
	28	小型船舶操縦免許証
	29	警備業法第23条第4項に規定する合格証明書
B	30	第1号から第29号に掲げる書類が更新中の場合に交付される仮証明書又は引換証類
	31	国民健康保険被保険者証（資格確認書を含む。）
	32	健康保険被保険者証（資格確認書を含む。）
	33	船員保険被保険者証（資格確認書を含む。）
	34	介護保険被保険者証
	35	後期高齢者医療被保険者証（資格確認書を含む。）
	36	共済組合員証（資格確認書を含む。）
	37	国民年金手帳
	38	国民年金証書
	39	厚生年金保険証書
	40	船員保険年金証書
	41	共済年金証書
	42	恩給証書
	43	住民基本台帳カード（写真なし）
	44	生活保護受給に係る証明書
	45	基礎年金番号通知書
	46	精神障害者保健福祉手帳（本人の顔写真が貼付けられていないもの。）
	47	一部負担金相当額等一部助成医療証等官公署が発行した医療費助成又は手当等にかかる受給者証
	48	学生証
	49	法人が発行した身分証明書

別表 2

A	1	官公署が発行した検定合格証※1
	2	精神障害者保健福祉手帳※1
	3	一時庇護許可書※1
	4	仮滞在許可書※1
	5	戸籍法施行規則第 11 条の 2 第 1 号及び別表 2 の 1 号から 4 号に掲げる書類が更新中の場合に交付される仮証明書又は引換証類（氏名の記載がありかつ住所及び生年月日のいずれか一以上の記載があるものに限る。）
	6	後期高齢者医療被保険者証（資格確認書を含む。）
	7	国民年金手帳
	8	住民基本台帳カード（写真なし）
	9	生活保護受給に係る証明書
	10	基礎年金番号通知書
	11	一部負担金相当額等一部助成医療証等官公署が発行した医療費助成又は手当等にかかる受給者証※ 1
B	12	検定合格証※2
	13	精神障害者保健福祉手帳※2
	14	一時庇護許可書※2
	15	仮滞在許可書※2
	16	一部負担金相当額等一部助成医療証等官公署が発行した医療費助成又は手当等にかかる受給者証※2

※1 氏名の記載がありかつ住所及び生年月日のいずれか一以上の記載があるものに限る。

※2 氏名の記載があるものに限る。

年 月 日

1. 委任に関する事項

[illegible]

理由	
----	--

(確認できない場合は確約書による取扱いはできません。)

市役所使用欄		
電話確認	確認内容	確認者
☐ 実施 ☐ 未実施	☐ 住所 ☐ 配偶者 ☐ 世帯状況	